

埋蔵文化財 試掘確認調査

1 埋蔵文化財試掘確認調査とは

埋蔵文化財は地下にあるため、地表からではその実態が把握できません。埋蔵文化財保護に関する協議を進める上で、現地の調査は欠かせませんが、現地調査のうち実際に掘削して調査するものを「試掘確認調査」と言います。この調査は埋蔵文化財の有無、種類、埋蔵状況(埋蔵深度、埋蔵量)や古地形の状況を確認し、埋蔵文化財包蔵地の把握や開発に伴う発掘調査の必要性の判断の材料とするほか、本発掘調査実施の際の積算資料になります。

なお、「試掘調査」とは、埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査。「確認調査」は、埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査を言います。

注意：試掘確認調査を実施しても、発掘調査を実施したことにはなりません。

2 試掘確認調査の実際

試掘位置 計画地内の埋蔵文化財の状況が把握できる最小限の範囲を掘削します。状況によって異なりますが、目安は500㎡あたり2か所～3か所を調査します。

掘削規模 基本として2m×2m～4mの試掘坑を設定します。深さは一般的には1～2m前後になりますが、試掘坑の形状や深さは当該地の地形・埋蔵文化財の状況等により異なります。掘削土は場内処理を基本とし、原則として敷地外への残土の搬出はしません。

作業工程 通常1日当たり2～4か所程度の調査が可能ですから、調査は1日で完了します。広い範囲を対象とする場合は2～3日を要する場合もあります。

準 備	①重機搬入、調査準備	9:00～ 9:30
	②掘削位置の設定	
調 査	③機械掘削	9:30～15:30
	④壁面削り・残土除去	
	⑤埋蔵文化財精査	
	⑥遺構清掃	
	⑦写真撮影	
終 了	⑧簡易測量	15:30～17:00
	⑨埋戻し	
	⑩重機搬出、清掃	

3 事業者の皆様にお願

試掘確認調査の時期

埋蔵文化財保護の基本は、文化財を手つかずの状態の後世に伝えることです。事業の計画に際して事前に埋蔵文化財の状況が把握できていれば、埋蔵文化財に影響のない計画策定が可能になります。早い段階での試掘確認調査の実施にご協力下さい。

試掘確認調査の手続き

試掘確認調査実施依頼書、埋蔵文化財事前相談書に必要事項を記入の上、案内図・土地利用図（配置図）・造成計画図（平面/断面）・基礎断面図（矩計図）等、事業内容のわかる図面を添付して1部提出してください。事業計画の準備段階で、設計に至っていない場合は案内図と現況図だけでもかまいません。

現地の準備① 掘削スペース

1か所の試掘坑を調査するためには最低でも掘削位置＋土置き場（通常試掘坑の脇に掘削面積の2～3倍）＋重機稼働範囲の面積の他、調査対象地点までの通路の確保が必要になります。植栽・農作物の状況についてもご確認のうえ、掘削スペースを確保して下さい。

現地の準備② 埋設物の確認

敷地内に水道管や下水管等が埋設されていますと、掘削の際に破壊する場合があります。使用中の埋設物を破壊した場合、復旧に係る費用は事業者の負担となりますので、埋設物の有無や位置を事前にご確認下さい。

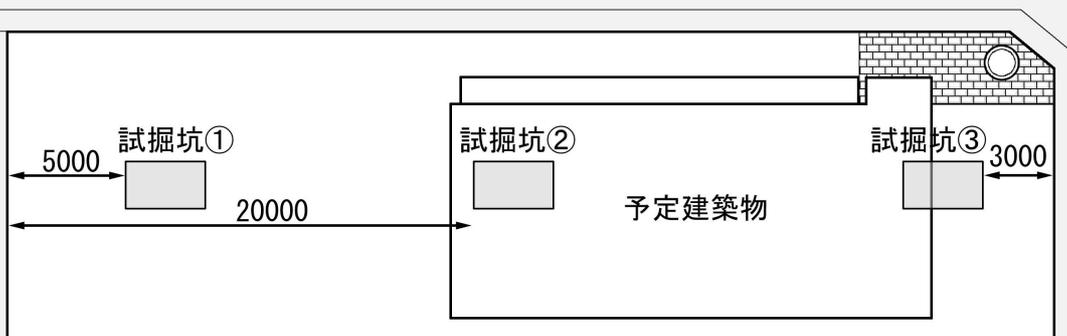
現地の準備③ 表面仕上げ

調査予定地にアスファルトやコンクリートによる舗装が施されている場合調査ができませんので、事前に舗装の除去をお願いします。

調査の当日の立会等

作業はこちらで行いますが、掘削位置、埋め戻し後の状態等の確認や、埋蔵文化財の保存に係る協議が必要な場合がありますので、できるだけ関係者の立会をお願いします。

試掘坑設定の一例



平塚市教育委員会 0463(35)8124
社会教育課文化財保護担当